

業務監査報告（随時）**～分析ツール解約手続遅延による損失発生事案について（意見）の要旨～**

監査委員会

2019年 3 月29日

1 本件事案の概要及び監査委員会の監査に至る経緯等

平成29年12月開催の第90回情報システム委員会で、国内株式スタイル特化型分析ツール（MSCI Barra Aegis II、以下「本件分析ツール」）の調達契約を解約する旨の方針が議決されたが、当該契約の解約がその後約1年間放置された。その結果、当法人は、上記解約手続の遅延がなければ支払わずに済んだ 円を負担し、当法人に同額の財産的損失が生じた。

平成30年12月、執行部から、経緯等に関する内容の報告を受けた監査委員会は、事実関係や問題の所在が必ずしも明確ではないと認識し、業務監査として改めて所要の調査を実施して発生原因等をより正確に把握し、再発防止策の提示等を行うこととした。

2 監査委員会による事実関係の調査結果

平成28年、当時の総務企画担当理事から、「分析ツールやインデックスの要・不要を情報システム部が説明するのはおかしい。」との指摘があり、これを受けて、情報システム部が、情報システムの利用の要否判断やその調達契約（解約を含む。）に係る「実施決裁」手続を所管する部署を、当時の「情報システム部」から「ユーザー部」に変更する案を策定する作業を進めた。

平成28年11月開催の第15回「システム定例ミーティング」（主催者：情報システム部、実務担当者レベル（通常は課員・主事・課長代理クラス）の情報共有のための会合）において、情報システム部から、上記の案が提示された。「所管部署」について、それまでは情報システム部である旨の共通認識が法人内に存したようであるが、それを明文化した規程や通達類は見当たらない。長年の実務により、一種の慣行的ルールが形成されていたとも理解できるところ、上記の所管部署変更案は、これを変更する提案であったと考えられる。

システム分析ツールに関する各ユーザー部門の評価及び調達契約継続確認の結果について、情報システム部がとりまとめ、平成28年12月開催の第85回情報システム

【要機密情報：関係者以外閲覧禁止】

委員会に付議したところ、同委員会の資料には、「案件No.7（本件分析ツール）を解約する場合には、所管部署より経理課に報告する。」と記載されているものの、その「所管部署」がいずれであるかを明示するものはない。同委員会資料のほかにも、その所管部署を情報システム部からユーザー部に変更したことを示す決裁文書等は、当法人内に見当たらない。

平成29年12月開催の第90回情報システム委員会において、本件分析ツールに係る調達契約の継続の是非について審議され、その開催記録には、「本件分析ツールの利用について解約することで了承された。」「解約する際には、所管部署において所要の手続を行う」旨記載されているところ、「所管部署」がいずれであるかを明示する記載はなく、口頭で明らかにされた形跡もない。

本件事案関係者の言によれば、同委員会が開催された当時、開催記録にある「所管部署」につき、市場運用部の責任者は「情報管理部」を指すと理解していたようである。他方、情報システム部はその「ユーザー部」である「市場運用部」であると理解していた。そのような両部間の認識齟齬の結果、両部ともに、本件分析ツールに係る調達契約の解約につき、「実施決裁」手続を行わないまま、その後1年が経過したものと考えられる。

3 調査結果に基づく監査委員会の意見

市場運用部と情報管理部との間の認識齟齬は、両部の担当者による部門間や部門内の情報共有、連携の不足に直接起因している。また、その背景に、調達契約の「実施決裁」手続の所管部署等を定めた明文の内規がなく、慣行等に基づいて事務処理を行ってきたという業務運営の実態がある。以上を踏まえた再発防止策は、以下のとおりである。

- (1) 調達契約（解約を含む）の手続に係る業務フローを前提に、その基本的な事項を明文の内規にして、所管部署（責任分担）を明確にする。**
- (2) 調達契約手続のほかに、事務分掌規定がなく、責任の所在が不明確な業務がないかを点検し、あれば（1）と同様の措置を講じる。**
- (3) 本件事案につき、速やかに内部統制委員会に付議し、各部門の率直な意見を徴するなどして、その原因分析や再発防止策（例えば、必要な措置がもれなく実施される仕組みの構築）を当法人内で共有し、将来の過誤防止に資する。**